

山口県後期高齢者医療広域連合公告第1号

山口県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱の一部改正について

山口県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱（平成20年山口県後期高齢者医療広域連合公告第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年2月2日

山口県後期高齢者医療広域連合 野村 興兒

第2条に次の1項を加える。

- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者

別記様式第1号（表面のみ）を次のように改める。

別記様式第1号（第5条、第6条、第10条、第14条関係）
（表面）

〒	—
---	---

修正記入欄	〒	—
-------	---	---

健康診査受診上の注意事項

1. 上記の住所欄に変更がある場合、ご自宅の住所を自署してください。
（健康診査受診結果等の送付に用います。）
2. 健康診査を受診するときには、受診券と被保険者証を受診する医療機関の窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
3. 健康診査は受診券に記載してある有効期限内に受診してください。
4. 健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者等において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。また、この券で受診する追加項目、その他（人間ドック）健診についても同様です。
5. 健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
6. 被保険者の資格が無くなったときは、この券を使用しての受診はできません。すみやかにこの

券を保険者等にお返してください。

7. 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
 8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者等に差し出して訂正を受けてください。
 9. 受診券を紛失・破損された場合は、再交付申請をすることが出来ます。ただし、再交付後に当初発行分の受診券が見つかった場合は、再交付された受診券の方を使用して受診してください。また、当初発行分の受診券は当広域連合まで返却してください（健康診査の受診は年度あたりおひとり様一回限りのため、再交付された受診券を使用して、年度内に二回受診された場合、二回目の受診料は全額自己負担となります）。
10. 基本項目に加え、貧血検査を必ず受診してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 2 月 2 日から施行する。